

平成22年度司法研究「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」について

平成25年1月

司法研修所

1 本研究について

本研究は、司法研修所が、東京地方裁判所の岡田雄一所長（委嘱時 東京高等裁判所判事）、大阪地方裁判所の遠藤邦彦判事、名古屋高等裁判所の前田巖判事（委嘱時 東京地方裁判所判事）の3名に加え、協力研究員として東邦大学医学部医学科法医学講座の黒崎久仁彦教授に委嘱したものです。研究員及び協力研究員には、平成22年4月から研究に従事され、先般、最終報告書が提出されました。現在、刊行に向けた準備作業中であり、本年3月刊行の予定です。

2 本研究の趣旨、目的

近年、刑事裁判においては、DNA型鑑定等の科学的証拠の果たす役割が大きくなってきています。再審を含め、科学的証拠の信用性や証明力が問題となる事件も少なくありません。しかも、そのような証拠の果たす役割が特に大きいのは、裁判員裁判の対象となるような重大な事件です。本研究は、裁判員裁判を念頭に、科学的証拠を、科学としての到達点と証拠としての適性を見極めた上で、刑事裁判に正しく採り入れて適正な事実認定をしていくための方策と留意点を検討することを目的として行われたものです。

3 本報告書の骨子

刑事裁判においては、供述証拠への依存を減らし、裁判の客観性、确实性を高めるという意味で、科学的証拠の果たす役割が大きくなってきている。日々進歩を遂げている科学的知見の成果を、刑事裁判に採り入れていくことは、

適正な事実認定のために是非とも必要なことである。

もっとも、自然科学といっても、それ自体に限界があることを意識する必要がある。自然科学の法則は、自然現象の観察、仮説の構築とその検証によって導かれる。技術の進歩や新現象の出現によって、それまで正しいと思われていた理論や法則が見直されることもある。従前「真」と考えられてきた科学的証拠の結論が、その後の科学の進歩により、「偽」とされる可能性も、完全には否定することができない。

また、科学的証拠は、通常、有力ではあっても状況証拠の一つにすぎない場合がほとんどである。その状況証拠がどのような証明力を持つかは、他の状況証拠との総合判断によることが多い。科学的証拠をみる場合は、その科学的証拠から直接的に認定できるのはどのような事実で、その事実にもその他の事実を加えることで、どのようなことが推認できるかという分析的視点が重要になる。

さらに、科学的証拠の種類・内容によっては、科学の専門家ではない裁判官や裁判員が内容を正しく理解し、評価できるのか、といった問題が生じることもある。陪審制度を採るアメリカでは、科学的証拠の許容性に関して活発な議論があり、近年も、警察の科学捜査班の活躍を描いたテレビドラマの影響で、陪審員が、科学的証拠を絶対確実なものと過信し、そのような証拠が存在する場合、安易に有罪認定する傾向があるのではないかと、逆に、捜査を行えば必ず科学的証拠が発見されるはずだとの誤った理解を前提に、科学的証拠が提出されない場合、他に十分な証拠があるにもかかわらず無罪にする傾向があるのではないかと、といったことが問題視されているようである。

裁判員裁判では、科学的証拠の信用性や証明力について、裁判員と裁判官が評議して結論を出す。科学的証拠の持つ危険性が現実化しない防波堤があるという点で、陪審裁判とは大きな違いがあるといえる。とはいえ、科学的証拠が正しく評価されるためには、公判前整理手続において、当該事案にお

いて科学的証拠の果たす役割と限界を意識的かつ明確に把握した上で、その証拠を理解するために必要な知見やその理解の程度について、当事者、鑑定人とともに検討し、余裕を持った審理計画を立てること、当事者の攻撃防御が充実したものとなるよう、鑑定の基礎データを含め十分な証拠開示が行われること、証拠の説明は、争点判断に必要な限度で、かみ砕いた形で、また、写真、ビデオ等も活用して、分かりやすく行われること、鑑定受託者等を専門家証人として尋問する場合には、難解な講義調の説明が長時間続くのは好ましくなく、専門家証人から、簡潔で分かりやすい、いわば一口サイズの答えを引き出せるように、当事者において、質問事項を工夫し、また事前に専門家と十分に打ち合わせを行っておくこと、などが重要となる。

DNA型鑑定を用いた事実認定に当たって最も重要なことは、DNA型鑑定により認められる事実が、当該事案の事実認定において果たす役割と限界を明確に意識しておくことである。DNA型鑑定によって明らかになるのは、現場資料が被告人に由来するかという一点に限られ、現場資料と犯行又は犯人との結び付きは、DNA型鑑定以外の証拠、例えば、現場資料の付着状況や遺留状態によって決定される。現場資料と被告人のDNA型が一致すると結論が得られたとしても、現場資料と犯行又は犯人との結び付きを示す証拠が弱ければ、被告人が犯人であると認めるのは困難であろう。

一方、現在主流となっているSTR型検査によるDNA型鑑定は、個人識別能力という意味では既に究極の域に達していると考えて良い。STR型15座位のすべてが一致した場合における4兆7000億人に1人という識別精度を前提にすれば、仮に、現場資料と犯行又は犯人との結び付きを示す証拠が強固であるならば、そのことと、現場資料と被告人のDNA型が一致したという事実を併せることにより、他に特段の事情がない限り、被告人の犯人性について確信に達する心証を形成できるであろう。それを制限するような法理があるとも思われない。

もとより、現場資料の採取とその保管・管理から検査結果の評価までの全過程を通じて「鑑定を正しく行う」ことが何よりも重要である。現場資料の採取とその保管・管理の過程では、コンタミネーション（他のDNAの混入）、とり違い、ねつ造の疑いなどが問題となり得る。資料の収集・管理過程については、写真等の客観性の高い証拠に基づく立証が望ましい。

また、DNA型鑑定の成果を用いて正しい判断をするためには、その理論、技術の到達点と限界を正しく理解することが不可欠である。理論的根拠が納得し得るものであるということだけで、検査結果とその持つ意味を過信・過大評価してはならない。特に、混合資料や微量資料の検出結果については、型判定や異同識別の評価について、難解な解釈の問題が残されている。事案に即した的確な評価が求められる。

4 本研究の意義

本研究は、これからの刑事裁判において、ますます重要性を増すであろうDNA型鑑定を始めとする科学的証拠の効用と限界を論じた上で、これらを証拠として用いる場合の留意点等を具体的かつ実務的に考察したものであり、裁判官はもとより、検察官や弁護人にとっても好個の資料になるものと考えています。